

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則1

MFJライセンス 昇格・降格に関する規則

1 目的

本規則は、(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会(以下MFJという)が発給、管理する競技ライセンス等級の昇格・降格に関して規定し、モーターサイクル競技の公正を図ることを目的とする。

2 2015年度昇格ポイント対象期間

2015年度の昇格ポイント対象期間は2015年1月1日から2015年10月31日までとし、昇格となった資格が有効となるのは2016年1月1日からとする。11月1日より12月31日までに開催された競技の結果は特別昇格の審査対象となる。

3 昇格、降格の種類と手続き

- 3-1 自動昇格とは
昇格対象期間内に規定の自動昇格の得点または順位を得た場合、ライセンスは上位区分に昇格する。自動昇格対象者にはその年の11月末日までにMFJより昇格が通知される。なお、昇格後のクラスの有効開始は2016年1月1日からとする。
- 3-2 申請昇格とは
昇格対象期間内に規定の申請昇格の資格、得点または順位を得た場合、申請すれば上位ライセンス区分に昇格する。明確な基準が定められている申請昇格については、その対象者にはその年の11月末日までにMFJより通知される(ロードレースのジュニア→フレッシュマン、フレッシュマン→国内の場合を除く)。
申請昇格の権利を得て、申請昇格期間内に手続きをしなかった場合は、申請昇格の権利はなくなる。なお、昇格後のクラスの有効開始は2016年1月1日からとする。
- 3-3 特別昇格とは
㊦特別昇格およびその手続き(57頁参照)。
- 3-4 自動降格、特別降格とは
ライセンスの欠格期間による自動降格、本人の申請により審査される特別降格がある(56~58頁参照)。
- 3-5 再昇格規定とは
ライセンスを降格した者が㊧再昇格基準に明記された成績を修めた場合、ライセンスは再度昇格する(58頁参照)。

4 自動昇格に必要な得点（ポイント）

- 4-1 自動昇格に必要な得点（以下ポイントという）は公認競技会の格式別に完走者に対し、その成績に応じて下記のように与えられる。申請昇格クラスにおいても適用される。
- 4-2 地方選手権等のランキング決定基準に特別な記載がない場合は、14全日本ランキング決定基準（59頁）を適用する。
- 4-3 トライアルジュニアクラスは、国内B級クラスとの混走が認められるため、②のポイントが適用される。
- 4-4 ナショナルJ-GP3クラスは、ロードレース国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走が認められ、①のポイントが適用される。

①ロードレース・地方選手権

※全日本ロードレース選手権のポイントは付則519-3項（110頁）が適用される。

（台数…予選出走台数）

順位	台数	25以上	22-24	20-21	18-19	16-17	14-15	12-13	10-11	8-9	6-7	4-5	2-3	0-1
1位	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	不成立
2位	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17		
3位	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15			
4位	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13				
5位	11	11	11	11	11	11	11	11	11					
6位	10	10	10	10	10	10	10	10						
7位	9	9	9	9	9	9								
8位	8	8	8	8	8									
9位	7	7	7	7										
10位	6	6	6											
11位	5	5												
12位	4	4												
13位	3													
14位	2													
15位	1													

②全日本トライアル選手権・トライアル地方選手権

※全日本国際A級スーパークラスは、出場台数に関わらず上位10位までの完走者に対しポイントが与えられる。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	20	17	15	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※予選出走台数4台以下は不成立とする

※完走者にのみポイントが与えられる

③モトクロス県大会・トライアル県大会・エンデューロ県大会

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※モトクロスの場合…「完走者」とは優勝者の75%（小数点以下切捨て）以上の周回数を完了した者をさす。

※トライアル県大会：4台以下は不成立とする

※モトクロス県大会：1台以下は不成立とする

※エンデューロ県大会：最低出走台に制限はない

※完走者にのみポイントが与えられる

④全日本モトクロス選手権・モトクロス地方選手権／

全日本エンデューロ選手権・エンデューロエリア選手権

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25	22	20	18	16	15	14	13	12	11
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※モトクロスの場合…「完走者」とは優勝者の75%（小数点以下切捨て）以上の周回数を完了した者をさす。

※モトクロス予選出走台数1台以下は不成立とする

※エンデューロは最低出走台に制限はない

※完走者にのみポイントが与えられる

全日本スーパーモト選手権およびスーパーモトエリア選手権

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	20	17	15	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※予選出走台数1台以下は不成立とする。

※完走者のみポイントが与えられる。

5 ロードレースライセンスの昇格

- 5-1 ジュニア➡フレッシュマン
自動昇格
(1) 当該年(2015年1月～12月31日迄)に16歳になる者は、誕生日前でも自動的にフレッシュマンとなる。
- 5-1 ジュニア➡国内
申請昇格
各地方選手権(2015年10月31日まで)のナショナルJ-GP3クラスで、以下のポイントを得て、申請をした場合、昇格することができる。
(申請期限は、2015年12月31日消印有効)
大会の獲得ポイントは、ナショナルJ-GP3クラス(J、RF、国内)の総合順位によって付与されるポイントとする。
SUGO選手権 40点以上
筑波選手権 40点以上
もてぎ選手権 40点以上
鈴鹿選手権 50点以上
岡山選手権 40点以上
九州選手権 60点以上
- 5-2 フレッシュマン➡国内
申請昇格
下記条件のいずれかを満たし申請することにより、国内ライセンスを随時取得できる。年度の途中でも申請できるが、ライセンス追加料金3,000円を必要とする。
(1) 公認サーキットでの3時間走行証明印を得る(複数のサーキットで走行時間の合算は不可)。
※走行証明の有効期間は発行日より1年間。
(2) 承認ロードレース競技会にて6位以内の成績を修めること(過去2年以内)。
(3) 承認ロードレース競技会にて過去2回以上参加した実績を有する(過去2年以内)。
※(2)、(3)は書式「ロードレース国内ライセンス申請資格取得証明願(主催者証明印入)」を提出。
(4) 国内ライセンス講習会を受けること。
※講習会終了証の有効期限は受講日より6ヶ月。
- 5-3 国内➡国際
- 5-3-1 地方選手権
申請昇格
各地方選手権(2015年10月31日まで)のJ-GP3/ST600/JSB1000で、以下のポイントを得て、申請をした場合、昇格することができる。
(申請期限は、2015年12月31日消印有効)

ナショナルJ-GP3クラス（J、RF、国内）の獲得ポイントは、総合順位によって付与されるポイントとする。

北海道（十勝選手権）	50点以上
SUGO選手権	40点以上
筑波選手権	40点以上
もてぎ選手権	40点以上
鈴鹿選手権	50点以上
岡山選手権	40点以上
九州選手権	ST600、J-GP3：60点以上／ JSB1000：50点以上

6 モトクロスライセンスの昇格

6-1 公認競技会とは2015年10月31日までに開催される地方選手権シリーズおよび県大会をさす。

PC➡ジュニア

自動資格

当該年（2015年1月1日～12月31日迄）に9歳になる者は自動的にジュニアクラスとなる。

6-2 シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

6-3 ジュニア➡国内B級

6-3-1 自動昇格

当該年（2015年1月1日～12月31日迄）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

6-3-2 申請昇格（申請期日：2015年12月31日消印有効）

公認競技会（2015年10月31日まで／地方選手権・県大会合計）において下記の人
数でランキング上位の成績を得て、昇格申請を提出した者（複数の地方にまたが
るポイントの合計はしない）。ただし同点者のある場合は、この人数を超えるこ
ができる。

注：ポイントは [[4]自動昇格に必要な得点（ポイント）]（51頁）による。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	5	5	15	8	15	4	2	5

6-3-3 特別審査（体格を理由とする申請）

原則として、身長が160cm以上あり本人が昇格を望む場合に申請ができ、MFJモ
トクロス委員会にて承認された場合に昇格が認められる。

申請者は、当該年度有効なMFJジュニアライセンスを所持している者に限られ、
所定の申請用紙に必要事項を明記し、顔写真、申請料3,000円と、身長が160cm以上
あることを証明する公的な書類（学校での身体測定結果、または医療機関等で発
行される証明書等）を添え、MFJ本部へ申請する。

所定の申請書はMFJ事務局に準備されており、希望者にはMFJ事務局より送付さ
れる（またはMFJホームページよりダウンロードすることができる）。

なお、この特別審査は年度途中でも申請することができる。

※この特別審査が認められた場合、ライセンスの切替え手続きを速やかに行わな
ければならない。ライセンスの切替え手続きが完了するまでは、ジュニアライ

センスの資格とする。

6-4 国内B級→国内A級

6-4-1 自動昇格

公認競技会（2015年10月31日まで／地方選手権・県大会のNB2とNB OPEN合計）において下記の人数でランキング上位の成績を得た者（複数の地方にまたがるポイントの合計はしない）。ただし同点者のある場合は、この人数を超えることができる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない。

注：ポイントは [[4]自動昇格に必要な得点（ポイント）]（51頁）による。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	5	5	20	8	4	6	4	5

6-5 国内A級→国際B級

6-5-1 自動昇格

公認競技会（2015年10月31日まで／地方選手権・県大会のNA2とNA OPEN合計）において下記の人数でランキング上位の成績を得た者（複数の地方にまたがるポイントの合計はしない）。ただし同点者のある場合は、この人数を超えることができる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない

注：ポイントは [[4]自動昇格に必要な得点（ポイント）]（51頁）による。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	3	5	15	8	4	2	2	3

6-6 国際B級→国際A級

6-6-1 自動昇格

全日本選手権ランキングで各クラス（IBOPEN・IB2）1位～10位にランクされた者。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。

6-6-2 申請昇格（申請期日：2015年12月31日消印有効）

地方選手権シリーズ国際B級クラスの総合（IB2とIBOPEN合計）チャンピオン1名で、かつ当該年度的全日本選手権シリーズIB2またはIBOPENクラスでポイントを獲得した者は、国際A級に申請昇格する権利が与えられる。

ただし同点者のある場合は、この人数を超えることができる。

6-7 モトクロス全国大会選抜クラスの昇格

6-7-1 申請昇格（申請期日：2015年12月31日消印有効）

選抜各クラスで優勝し、2階級昇格の昇格申請を提出した者。

ジュニア→国内A級／国内B級→国際B級／国内A級→国際A級

※モトクロス全国大会選抜クラスで獲得したポイントの各地方選手権への加算はしない。

6-8 地方選手権におけるボーナスポイントについて

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント5点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照すること。

7 トライアルライセンスの昇格

7-1 公認競技会とは、2015年10月31日までに開催される地方選手権および県大会をさす。

7-2 ジュニア→国内B級

自動昇格

当該年度（2015年1月～12月31日迄）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

7-3

ジュニア／国内B級→国内A級

ジュニア部門は国内B級との混走が認められ、昇格の基準は国内B級と同格に扱われる。

自動昇格

公認競技会（2015年10月31日まで）において各地方で下記のポイントを得た者（複数の地方にまたがるポイントの合計はしない）かつ下記の人数で、ポイント上位の成績を得た者。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
得点	85	80	60	60	70	65	95	60
人数	1	5	12	10	8	6	2	6

注：ポイントは [[4]自動昇格に必要な得点（ポイント）]（51頁）による。

7-3-1

沖縄県シリーズは地方選手権と同じ扱いとし、地方選手権と同様のポイントスケールが適用される。[[4]自動昇格に必要な得点（ポイント）]（51頁）②適用

7-4

国内A級→国際B級

自動昇格

地方選手権（2015年10月31日まで）において、下記の人数でポイント上位の成績を得た者。ただし、同点者のある場合は、この人数を超えることができる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	1	3	6	4	5	5	2	3

7-5

国際B級→国際A級

7-5-1

自動昇格

全日本選手権ランキングで、1位～5位にランクされた者。

ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。

7-5-2

申請昇格

地方選手権にてシリーズチャンピオンとなり、本人が希望し、昇格申請を提出した者。（申請期限：2015年12月31日消印有効）

7-5-2-1

沖縄県シリーズは対象外とする。

7-6

その他

7-6-1

地方選手権におけるボーナスポイント

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント5点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照すること。

7-6-2

トライアルグランドチャンピオン大会グランドチャンピオンクラス（J/NB/NA混走）の上位10位までの入賞者は、IBクラスへ昇格の申請ができる。（申請期限：2015年12月31日消印有効）

7-7

全日本選手権 国際A級↔国際A級スーパークラス

7-7-1

申請昇格

全日本選手権国際A級ランキングで、2位～5位にランクされた者は、申請によりスーパークラスへの移動を申請することができる。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。またシーズン途中でのクラス移動は不可とする。（申請期限：2015年12月31日消印有効）

7-7-2

申請降格

全日本選手権国際A級スーパークラスランキング7位以下の者は、申請によって次年度の国際A級への移動を申請することができる。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。またシーズン途中でのクラス移動は不可とする。（申請期限2015年12月31日消印有効）

7-7-3

自動昇格

全日本選手権国際A級ランキングでシリーズチャンピオンを獲得した者は、翌年自

付
則

- 7-7-4 動的にスーパークラスへ登録される。
 自動降格
 全日本選手権国際A級スーパークラスランキングでポイントを獲得できなかった者は、翌年国際A級に自動降格となる。この場合、再昇格規定は適用されない。
 (ただし、世界選手権ポイント獲得者等、トライアル委員会が特に認める者は除く)

8 スーパーモトライセンスの昇格

- 8-1 スーパーモトB級➡スーパーモトA級
 地方選手権からの昇格
- 8-1-1 申請昇格
 スーパーモトエリア選手権のS1 OPEN・S2・S3クラスで、2015年10月31日までに開催される下記エリア当該クラスにおけるB級シリーズランキング上位1位の者は、申請によりスーパーモトA級に昇格できる。
 ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。また、昇格を希望するものは昇格手続きが完了するまでの競技会に出場できない。
 (申請期限：2015年12月31日消印有効)
 ・2015スーパーモトエリア選手権開催エリア
 東日本エリア(北海道・東北・関東)、中日本エリア(中部・近畿)、西日本エリア(中国・四国・九州)

9 エンデュローライセンスの昇格

- 9-1 自動昇格
- 9-1-1 全日本インターナショナルBクラスのシリーズランキング1位～3位の者は2016年インターナショナルAクラスへ登録される。
- 9-1-2 全日本ナショナルクラスのシリーズランキング1位～8位の者は国際ライセンスへ昇格し、2016年インターナショナルBクラスへ登録される。ただし同点者のある場合はこの人数を超えることができる。
- 9-1-3 エリア選手権シリーズ(北海道・東日本・西日本・九州) ナショナルクラス1位～5位の者は、国際ライセンスへ昇格し、2016年インターナショナルBクラスへ登録される。ただし同点者のある場合はこの人数を超えることができる。
- 9-2 申請昇格
 エリア選手権シリーズ(北海道・東日本・西日本・九州) インターナショナルBクラスのシリーズチャンピオンで昇格申請を提出した者は、翌年全日本選手権シリーズインターナショナルAクラスの出場ができる(申請期限:2015年12月31日消印有効)。
 ※各エリア選手権シリーズの日程、大会数、特別規則等の詳細は大会主催者またはJECプロモーションのサイトにて確認できます。http://jecpro.com/

10 自動降格の基準

- 10-1 ライセンスの更新がなされなかった場合は、その欠格期間(ライセンスを取得しなかった期間)によって次表のとおりライセンス等級が自動降格される。

●自動降格基準表 ※2015年度ライセンスを取得した場合

最終 ライセンス取得年	種目				モトクロス				トライアル				ロードレース	スノーモビル ドラッグレース
	部門	国内B級	国内A級	国際B級	※国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級			
'13年(欠格1年)		〃	国内A級	国際B級	※国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級			
'12年(欠格2年)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
'11年(欠格3年)		〃	国内B級	〃	〃	〃	国内B級	国内A級	〃	〃	〃			
'10年(欠格4年)		〃	〃	国内A級	国際B級	〃	〃	国内B級	国際B級	国内	B級			
'09年(欠格5年)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
'08年以前		〃	〃	〃	国内A級	〃	〃	〃	国内A級	〃	〃			

※ロードレースライセンス取得者（ジュニア、フレッシュマン、国内、国際）で、継続手続きにおいて、10年以上欠格期間がある場合は、フレッシュマン再取得者はMFJ公認サーキットライセンス（当該年度有効）を取得するか、MFJ公認フレッシュマンライセンス講習会を受講し、修了証を取得しなければならない。国内ライセンス再取得者は公認サーキットライセンス及び当該サーキットでの3時間走行証明印を取得するか、MFJ公認ロードレース国内ライセンス講習会を受講し、修了証を取得しなければならない。

- 10-2 過去に各種目の年間世界チャンピオンとなったものは自動降格基準表に関わらず当該種目の最上級部門のライセンス申請とする。申請時にMFJ事務局に連絡を必要とする。
- 10-3 過去に各種目の全日本最上級部門（現ロードレース国際、モトクロス国際A級、トライアル国際A級）で各クラス的全日本年間チャンピオンは希望により自動降格基準表の対象外となることできる。ただし、最上級部門を再申請する場合は、MFJ事務局に連絡を必要とする。
- 10-4 国際ライセンス発行特別申請（ロードレースのみ適用）
ロードレース国際から国内に自動降格となった場合、「国際ライセンス発行特別申請」の手続きを行い、ロードレース委員会の審査によって認められた場合に限り、国際ライセンスを取得できる。ただし、過去に特別降格により国内ライセンスを取得した場合を除く。
- 10-4-1 国際ライセンス発行特別申請は、申請料5,000円と欠格期間4年以降（国内ライセンス資格となった年）からの未継続期間分と当該年度の会費を納めなければならない。会費の算出は、2015年度の会費を基準とし、MFJ事務局に申請料の確認を行うこととする。なお、ロードレース国際が10年以上の欠格期間を有する場合は、申請者自ら「国際ライセンス」所持者であった証明書（例：過去のライセンス、レースリザルト等）を提出しなければならない。
- 10-4-2 申請理由が、ロードレース界の貢献に資すると認められた場合は、会費負担の軽減が図られる場合もある。

11 特別昇格およびその手続き

- 11-1 前項各種目の自動昇格および申請昇格基準と同等とみなされる成績を得た者で、昇格を希望する者は、特別昇格の申請ができる。
その成績は、当該年の11月1日以降の公認競技会で得たものも考慮され審査の対象となる。
- 11-1-1 ロードレースジュニアから国内への申請については、下記クラスを対象クラスとする。
ジュニアから国内への申請可能なクラス（MFJ承認競技会以上に登録されているもの）

筑波サーキット	J-GP3、ST250、S80、TC-mini	
オートポリス	J-GP3、ST250	
岡山国際	J-GP3、S8、ミニバイク耐久、Qs2、ST250、CBR250Rカップ	
SUGO	J-GP3、ST250、CBR250Rカップ、S12他ミニバイクカテゴリー（ミニ耐久含む）	
鈴鹿サーキット	鈴鹿サンデーロードレース	J-GP3、ST250
	FUN&RUN! 2-Wheels	APE100&XR100Motard-ST・KSR-ST ※Mini-Moto4耐は除外する。
もてぎ	J-GP3、ST250	
HSR九州	J-GP3、ST250	
十勝	十勝ミニバイクレース（スプリント）、ST250、Street250	

- 11-1-2 当該年のアジアタレントカップおよびアジアドリームカップクラスの成績を以て特別昇格申請することもできる。

- 11-1-3 同一ライセンス年度内のロードレースジュニアからロードレース国際ライセンスへの特別昇格申請は認められない。(ジュニアから国内への昇格者においても2段階昇格は認められない)
同一ライセンス年度とは、2015年ライセンスの場合、2015年4月1日～2016年3月31日を言う。
- 11-2 この申請は、所定の申請用紙に必要事項、および明確な申請理由を記入し、顔写真、成績を証明するリザルト、申請料3,000円を添え、所属するMFJ加盟団体（25頁参照）へ申請する。
- 11-3 この申請の受付は、2015年11月1日から2015年12月31日までに、所属のMFJ加盟団体へ到着することとし、期限を過ぎたものは一切受理されない。
- 11-4 この特別昇格についての審査は、MFJ加盟団体専門委員会、MFJ専門委員会での審査結果による。

12 特別降格およびその手続き

- 12-1 原則としてそのライセンス区分にて得点を得られないまま1年以上経過した者で、降格を希望する者は、特別降格の申請ができる。
- 12-2 この申請は、所定の申請用紙に必要事項、および明確な申請理由を記入し、顔写真、申請料3,000円を添え、所属するMFJ加盟団体（25頁参照）へ申請する。
- 12-3 この申請の受付は、2015年11月1日から2015年12月31日までに、所属のMFJ加盟団体へ到着することとし、期限を過ぎたものは一切受理されない。
- 12-4 この特別降格についての審査は、MFJ加盟団体専門委員会、MFJ専門委員会での審査結果による。
- 12-5 この特別降格承認後、降格が決められた日よりその年度の終了する日までは、再昇格基準が適用される。

13 再昇格基準

自動・特別降格が適用されたライセンス年度（有効期間内）のみ、次の基準に適合することとなった場合は、原則として次の競技会からライセンス等級がひとつずつ再昇格することができる。自動降格により2段階以上降格した場合、その年度内であればひとつずつ2段階の昇格も認められる。基準に適合した者は、所属するMFJ加盟団体へ所定（※）の再昇格申請書を使用し、成績結果（大会公式リザルト）と現在所持しているMFJライセンスを送付しなければならない。この規則は、欠格期間が10年以上ある場合は適用されないが、トライアルのみ別に定める（※）。所定の用紙「MFJ競技ライセンス再昇格申請書」はMFJホームページ [http://www.mfj.or.jp] よりダウンロードするか、またはMFJ本部へ請求する。

- 1) ロードレース
 - (1) 地方選手権以上のシリーズ大会において、原則として優勝した者。
 - (2) 公式記録によるラップタイム等により、MFJロードレース委員会が特に必要と認め、承認した者。
- 2) モトクロス
 - (1) 国際A級又は、国際B級部門から国内A級部門に降格した場合は、MFJモトクロス委員会にて審議し、承認された者。
 - (2) 国内B級部門に降格した場合は、MFJ公認競技会において優勝した者。
 - (3) MFJモトクロス委員会が特に必要と認め、承認した者。
- 3) トライアル
 - (1) 国際B級部門に降格した場合、全日本選手権シリーズにおいて優勝した者。
 - (2) 国内A級部門に降格した場合は、地方選手権シリーズにおいて優勝した者。
 - (3) 国内B級部門に降格した場合は、MFJ公認競技会において優勝した者。

トライアルに限り(1)～(3)で資格を得た者は欠格期間10年以上を過ぎた場合でも適用するこ

- とができる。ただし、所属するMFJ加盟団体のトライアル委員長の推薦状を必要とする。
- (4) その他MFJトライアル委員会が特に必要と認め、承認した者。

14 全日本選手権ランキング決定基準

1) 全日本選手権ランキング順位決定方法

全日本選手権ランキングの順位づけは次の方法により決定される。

- (1) 全日本選手権シリーズ大会で得た得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。
ただし、獲得点数が40点未満の場合はチャンピオンとせず、ランキング2位とする。
- (2) 上記(1)で同点となった場合、上位順位獲得回数の多い者が上位となる。
例：同点の者同士で1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。それでも同位の場合、2位を獲得した回数を比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- (3) 上記(2)で決定できない場合、最終戦成績結果の上位順位の者を上位とする（ヒートレースの場合はヒートごとの順位）。
- (4) 上記(3)で決定できない場合、最終戦に近い同一大会成績結果の順位を比較し、上位順位の者を上位とする（ヒートレースの場合はヒートごとの順位）。
- (5) 上記(4)で決定できない場合、前年度のランキング上位の者を上位とする。
- (6) 上記(5)で決定できない場合、MFJ当該種目専門委員会において最終決定する。

全日本選手権ランキング認定表彰式典

全日本選手権ランキング決定基準に基づき決定された選手及びその他特別賞対象者の栄誉をたたえ、2015年12月に開催されるMFJ全日本選手権ランキング認定表彰式にて表彰される。受賞者は必ず出席しなければならない。

15 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日から施行する。